

第53回日本統計学会大会

日本統計学会の第53回大会が、昭和60年7月23日～25日の3日間、岡山大学経済学部において開催された。林知己夫会長による会長講演（動物集団の標本調査）、韓国の朴聖炫氏による招待講演の他、4会場において約150の研究報告があり盛会であった。人口統計に関する部会は、本研究所阿藤 誠の司会のもと、以下の七つの研究報告が行われた。

1. 臼井竹次郎他3名「身分別妊娠月数別死産性比の統計」
2. 川崎 茂「同居児法による差別出産力の推計」
3. 津村善郎他1名「出生性比に関する一考察」
4. 大久保正一「自殺と中年死亡」
5. 丹後俊郎他1名「人口動態死亡統計の解析—Multiplicative model での分析について—」
6. 前田正久「Reed—Merrell 法の適用に関する考察」
7. 鈴木啓祐「地域別人口密度の混合対数正規分布の生成の可能性とその実証的考察」

(阿藤 誠記)

日本老年社会科学会第27回大会

日本老年社会科学会（会長：那須宗一淑徳大学長）の第27回大会は、昭和60年9月27日（金）～29日（日）の3日間にわたり、東京都千代田区平河町の全共連ビルにおいて開催された。今回の大会は、日本老年医学会および日本基礎老化学会と隔年で共催する日本老年学会の第14回大会としても同時開催され、盛大な大会となった。

第1日目の午後に開かれた老年社会科学会総会の後に、会長講演「高齢化社会のサイエンスとイマジネーション」があり、さらに、前田甲子郎氏（名古屋市厚生院）司会のもと、青木信雄（五木田病院）、小国英夫（健光園）、冷水豊（東京都老人総合研究所）諸氏の報告によるシンポジウム「これからの老人福祉施設体系—いわゆる中間施設論をめぐって—」が行われ、それらの報告をめぐって活発な討論がくりひろげられた。

今回は東京での開催ということもあって、本研究所からも多数の会員が参加したが、そのうち、岡崎陽一所長が「人口問題からみた老人問題」、清水浩昭科長が「三世代世帯の形成過程をめぐって—総務庁老人対策室調査結果報告—」、中野英子科長が「再び労働力人口の中高年化について—女子の労働力供給との関連で—」と題して、それぞれ一般報告の部会（第12分科会）で研究発表を行った。この分科会におけるその他の報告で人口に関連あるものとして、日本大学人口研究所黒田俊夫名誉所長の「日本人口高齢化の新次元」があった。

なお、同時開催の日本老年学会においても盛り沢山のプログラムが組まれ、吉川政己会長（東京警察病院）による講演「高齢化社会と老年学」をはじめとし、大羽滋氏（東京都立大学）の「寿命と遺伝」、橋本司郎氏（朝日新聞社）の「高齢者福祉の動向と問題点」など6題の特別講演、それから外国からの招待講演も行われている。（山口喜一記）

ハンガリー中央統計庁および国立人口研究所での会議

フィレンツェでの国際人口学会（本誌資料欄での状況報告を参照のこと）は1985年6月5日から12日まで行われたが、同月15日から21日まで7日間、ハンガリー中央統計庁の招きを受けて、本研究所人口政策部長河野 稔はブダペストに行き、ハンガリー中央統計庁人口社会統計局を訪れた。人口社会統計局では局長でかつ統計庁副長官のBarnabas Barta氏、人口統計部長のAndras Klinger博士、人口動態統計課長のPeter Jozan博士の歓迎を受け、同局を視察すると共に、ハンガリーと日本の人口情勢、とくに死亡率と平均余命の動向、その原因について意見の交換を行った。また、将来死亡研究の分野で本人口問題研究所とハンガリー中央統計庁とで共同研究をしたいという希望表明も行われた。

ブダペスト滞在中、6月20日にハンガリー中央統計庁の付属機関である人口研究所を訪問し、午後「日本の死亡率の最近の動向：なぜ日本だけ平均寿命が伸び続けるのか？」というテーマで2時間ほど講演を行った。出席者は同研究所のEnile Valkovicks, Szabo氏のほかに、上記のKlinger, Jozan氏等も出席した。

なお、ブダペスト滞在中、中国の北京人民大学人口理論研究所長劉錚博士、同副所長鄒滄萍博士も同時にハンガリー中央統計庁を訪問中で、一緒にハンガリー中央部のバラトン湖を中央統計庁の好意で訪問し、多くの有益な情報交換をすることができた。
(河野稠果記)

昭和60年国勢調査の大綱

昭和60年10月1日午前零時現在において、大正9年の第1回国勢調査から数えて14回目の国勢調査が実施された。国勢調査は、国内の人口の実態を把握し、もって各種行政施策その他の基礎資料としようとする目的のもとに行われるもので、実施機関は総務庁統計局である。

国勢調査は、統計法第4条の規定に基づき5年ごとに実施されることになっているが、今回の調査は同条第2項本文の規定による10年回帰のいわゆる「簡易調査」であり、調査項目は前回の昭和55年国勢調査（いわゆる「大規模調査」にあたる）に比べると5項目少ない次の17項目となっている。

〔世帯員について調査した事項〕

(1)氏名 (2)男女の別 (3)出生の年月 (4)世帯主との続柄 (5)配偶の関係 (6)国籍 (7)就業状態 (8)所属の事業所の名称及び事業の種類 (9)仕事の種類 (10)従業上の地位 (11)従業地又は通学地

〔世帯について調査した事項〕

(12)世帯の種類 (13)世帯員の数 (14)住居の種類 (15)居住室の数 (16)居住室の広さ (17)住宅の建て方

以上の項目のうち、(1)から(6)までは第1回調査以来おおむね毎回調査されてきた基本的な事項であり、(7)から(10)までは、産業、職業などの人口の経済活動の状況を知るための事項として、戦後は毎回調査してきている。なお、前回の簡易調査であった昭和50年調査に比べると今回は1項目増えている（(17)住宅の建て方）。また、昭和55年調査に比べて減じた事項は「現住居に入居した時期」、「前住地」、「在学、卒業等教育の状況」、「従業地又は通学地までの利用交通手段」および「家計の収入の種類」である。

調査の対象は、昭和60年10月1日午前零時現在において国内に常住するすべての人で、その人が通常住んでいる場所で、世帯ごとに調査された。わが国に常住する外国人も調査されているが、外国の外交団・領事団（随員やその家族を含む）および外国軍隊の軍人・軍属とその家族は調査対象から除かれている。なお、ここで「常住する人」というのは、その場所に10月1日現在すでに3か月以上住んでいるか、10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている人を言う。このような意味での「ふだん住んでいる場所」が無い人は、10月1日現在居る場所で調査される。ただし、学校の学生寮・奇宿舍、下宿屋などから通学している学生・生徒については、居住期間に関係なくその学生寮・奇宿舍、下宿屋で調査するなど、いくつかの例外的な取り決めがある。

調査の範囲は本邦の全域であるが、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）で定める次の地域、(1)齒舞群島、色丹島、国後島および択捉島、(2)島根県隠岐郡五箇村にある竹島は除外されている。

調査の主管官庁は総務庁統計局であるが、その実施は、都道府県一市町村を通じて全国で80万人を超える調査員が動員された。調査票は、マークシート形式の5名連記の世帯票様式であり、世帯主または世帯の代表者が所定のマークおよび文字または数字で所定の事項を記入するもので、文字または数字で記入された事項については、世帯の記入に基づいて国勢調査員が所定のマークを記入する方法である。マークシート形式の調査票は集計を迅速に行うため、従来から採用されているものであり、記入マークを総務庁統計センターに置かれる「光学式マーク読取装置」で読み取り、電子計算機によって結果が集計され、統計数値としてまとまることになる。

結果は大きく、(1)速報集計、(2)基本集計、(3)抽出詳細集計、(4)従業地・通学地集計、および(5)調査区別集計の5区分によって公表されるが、それぞれの集計の性格、対象、公表の時期等を示すと次のようになっている。